

2024年からの新しいNISA制度について

NISA制度を利用した定時定額購入取引について

- ◆ 現行NISAでお申込みいただいている定時定額購入取引は、新しいNISAに引き継がれます。

ただし、成長投資枠の受入対象外となる投資信託は、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座）に引き継がれます。詳細については、非課税口座約款をご確認ください。

なお、2024年以降、**課税口座での定時定額購入取引を中止する場合、お手続きが必要です。**



その他のご留意頂きたい事項について

引落日が20日または25日の場合

- ◆ 新NISA制度を利用した、定時定額購入取引を行う場合で、**20日および25日**を引落日と設定した場合、12月の引落分について、海外市場休止等の理由により、**受渡日が年をまたいでしまう場合がございます**。その場合、**買付をした年ではなく受渡日の属する年の非課税枠を利用することになります**。このような場合、非課税投資枠を超過するお取引が発生する恐れがあり、その場合、**超過する金額に相当する口数を課税口座で買い付けることとなります**。

当金庫への定時定額購入取引のお手続きについて

- ◆ 上記のことから、当金庫においては2023年11月以降、店頭での定時定額購入取引（新規）のお申込みのお手続きについては、**毎月1日、5日、10日または15日**を引落日とする場合のみ受付いたします。
- ◆ 現在、引落日を20日または25日に設定されているお客様について、変更をご希望のお客さまは、お取引店にてお手続きください。なお、定時定額購入取引に関するお申込み（新規・変更・解約）は、引落日の7営業日前までに所定のお手続きが必要となります。

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・ 上記記載内容は、2023年8月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ 本書面の詳細については、非課税口座約款をご確認ください。
- ・ 本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なお対応については必ず税理士・弁護士等の専門家にご相談ください。